

顧客会員(FC:フォーエバーカスタマー)規約
2023年7月1日

フォーエバーリビングプロダクツ ジャパン有限会社
〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-24
青海フロンティアビル 18F
TEL(03)6457-2500(代表)
代表取締役 グレッグ・マーン

顧客会員(FC:フォーエバーカスタマー)(以下、FC)の登録と商品購入に関する規約

1. FCの商品購入と顧客会員登録

紹介者であるフォーエバービジネスオーナー(以下、FBO)から説明を受けて、公式サイトもしくはFC登録申請書兼発注書を使用して商品を注文し、同時に顧客会員(FC)登録をします。なお、必要に応じて本人確認書類を求める場合があります。

2. FC登録の条件

- (1)個人(本人)名で申請することとし、法人名や団体名では申請できません。
- (2)満20歳以上であること。
- (3)スポンサー活動をすることはできません。
- (4)商品の販売はできません。
- (5)昇格やボーナスが発生することはできません。
- (6)事情により登録をお受けできない場合があります。
- (7)重複して顧客会員(FC)登録をすることはできません。また、FBOは顧客会員(FC)に登録することはできません。
- (8)上記の条件に違反したことが確認された場合は登録を解除させていただくことがあります。

3. FCの商品購入

- (1)フォーエバー社の商品をフォーエバー社からFC価格で直接購入できます。紹介者からフォーエバー社商品を購入することもできます。
- (2)フォーエバー社から直接購入する方法は、以下のとおりです。
 - ①フォーエバー社から直接購入する方法は、公式サイトからのFC登録時はクレジットカード払い、または代金引換払いとなり、FC登録申請書兼発注書を使用して登録と商品購入する場合は代金引換払いのみとなります。
 - ②FC登録後は公式サイト、電話、FAX、来店のいずれかで注文し、お支払い方法は、現金払い、金融機関からの振込、クレジットカード払い、代金引換とし、注文と入金が確認された後、原則として2営業日以内に手渡されるか、発送されます。ただし、事情により遅れる場合もあります。
 - ③定期的に商品をお届けする「らくらく便」という方法があります。
らくらく便について
 - ・お申し込み方法:所定の書面または公式サイトから申し込むことが出来ます。
 - ・お支払方法:書面によるお申し込みの場合は、お届けの金融機関からの引き落としとなり、公式サイトからのお申し込みの場合は、クレジットカード支払いになります。
 - ・お届け先:申込者(登録住所または勤務先)へのお届けとなります。
 - ・申込締切:毎月末日が締切日です。締切日以降のお申し込みは翌月扱いになります。(申請書は、最終営業日16:00まで受注センター東京に必着です。インターネットでのお申し込みは、月内に手続きが完了している必要があります。)
 - ・商品お届け:商品は初回以外毎月22日にお届けします。※事情によりお届け日が前後することがあります。
 - ・停止の方法:受注センターまたは営業拠点に直接お申し出ください。締切日は、毎月20日(12月は15日)です。
 - ご注意:らくらく便にてお送りした商品を、お客様の都合でお受け取りいただけない場合は、翌月以降を停止させて頂く場合があります。
- (3)フォーエバー社に注文して、注文と入金が確認された後、原則として2営業日以内に発送されるものとします。ただし、事情により遅れる場合もあります。
- (4)1カ月以内に購入できる限度は5ケースクレジット(CC)以内です。

4. FC登録の解除(クーリング・オフ)

- (1)FC登録時に購入された商品がフォーエバー社から発送され、それを受領された日から起算して30日を経過するまでは、書面または電子メールなどの電磁的方法により無条件でお申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)または電子メールな

どを送信したときから発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときはクーリング・オフはできません。

(2)この場合、

- ①お客様は、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。
- ②すでに引き渡された商品の引き取りに関する費用はフォーエバー社が負担します。
- ③お客様は、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- ④お客様は、商品を使用、または消費して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。

(3)なお、健康食品、化粧品については開封・使用または消費した場合(ただし、紹介者がお客様に当該商品を開封・使用または消費させた場合を除きます)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

(4)上記クーリング・オフの行使を妨げるために紹介者であるFBOが不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、フォーエバー社または紹介者からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され説明を受けた日から30日を経過するまでは、書面または電子メールなどの電磁的方法によりクーリング・オフすることができます。

(5)紹介者および上位のFBOにすでに支払われた当該の一切のFCボーナス、リーダーシップボーナスおよびイーグルボーナス等は、次回支払われるボーナスから差し引かれます。

(6)上記の手続きによりクーリング・オフを行ったFCは、その時点でFC資格を喪失し、顧客会員登録は解約され、以後FC登録・FBO登録はできません。また、この場合、上位のFBOの昇格およびボーナス取得条件、支払われたボーナス等に影響を及ぼす場合があります。

(7)クーリング・オフ通知の書き方がご不明の場合は、フォーエバー社まで「登録解除申請書」をご請求ください(請求先:お客様相談室 0120-448-446)。そして必要事項をご記入の上、フォーエバー社までご郵送ください(簡易書留が確実です)。同様の内容を記載したものであれば、はがきもしくは封書による書面、または電子メール(クーリング・オフ専用メールアドレス cooling.off@flpj.co.jp)などでもクーリング・オフを行使することができます。

5. 顧客会員(FC)が購入した商品の返品(商品売買契約の中途解約)

【FC 登録後にフォーエバー社から購入した商品をフォーエバー社へ返品するとき】

(1) 購入日から30日以内であれば、未使用品に限り、返金口座を明記した書面を添付して返品可能です。返品に関する費用はフォーエバー社が負担します。

(2) 収品された商品は、購入価格でフォーエバー社が買い戻します。当該FCに損害賠償・違約金、その他の金員は一切請求しません。

(3) 紹介者および上位のFBOにすでに支払われた当該返品商品にかかる一切のFCボーナス、リーダーシップボーナスおよびイーグルボーナス等は、次回支払われるボーナスから差し引かれます。

(4) 購入日から31日以上の場合、購入した商品の返品はできません。

(5) FCが商品を返品した場合、紹介者および上位のFBO の昇格、ランク、ボーナス取得条件、支払われたボーナス等に影響を及ぼすことがあります。

(6) 事情により返品をお受けできない場合があります。

【紹介者であるFBOから購入した商品を紹介者へ返品するとき】

(1) 購入時より30日以内であれば、未使用品に限り返品可能です。

(2) その商品を販売したFBOは、商品と売買契約書(領収証)を回収して販売価格の全額を購入者であるFCに返してください。

(3) その商品を販売したFBOが期間内の返品の受け取りについて嘘をついたり、購入者であるFCを困らせるなどして返品を拒否した場合は、フォーエバー社が返品受付を代行します。この場合、このFBOは資格を失い、その他のFBOに関する一切の権利を失います。

6. FC登録の解約

フォーエバー社に文書で通知することにより、いつでもやめることができます。フォーエバー社まで事前に連絡をして「会員資格解約届」を取り寄せてください(請求先:お客様相談室 0120-448-446)。必要事項を記入の上、フォーエバー社まで提出してください。または公式サイト上で解約することができます。

7. FC登録の自動解約

連続する36ヶ月間フォーエバー社からの商品購入がない場合は、自動的にFC会員としての資格を失います。

8. FCは、商品を愛用することのみを目的とし、フォーエバービジネスに参加することは出来ません。

9. 弊社は、本書面に記載された顧客会員(FC:フォーエバーカスタマー)規約の変更権を有し、本ルールを改正する場合、弊社の公式サイト、www.flpj.co.jpに掲載し、掲載から30日後に実行します。その後、会員が異議を述べることなく、次の取引を行った場合は、当該変更を承諾したものとみなします。